

第4期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第3回）

1 日 時

令和3年12月3日（金） 午前10時から正午まで

2 場 所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

3 出席者

和田委員長、藤平委員長職務代理者、宮古委員、中村委員、桜沢委員、笠原委員、坂上委員（7名）

※ 欠席 土屋委員、相川委員、土田委員（3名）

4 事務局参加者

藤井指導部長、栗原指導部指導企画課長、堀川指導部高等学校教育指導課長、中嶋指導部義務教育指導課長、島添指導部特別支援教育指導課長、板澤教職員研修センター研修部教育開発課長、清水教育相談センター次長、千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当）、小高指導部主任指導主事（生活指導・産業教育担当）、後藤指導部主任指導主事（高校教育改革担当）、關統括指導主事（生活指導担当）、久保田統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、佐藤教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事、西尾教育相談センター統括指導主事

5 傍聴者

1名

6 報道機関

取材 1社

7 審議内容

（1）事務局説明

ア 「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

イ 「いじめ防止等の対策を推進する研究（2年次）－東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と『保護者・地域プログラム』の開発－」について

(2) 審議

- ア 第4期答申に向けたいじめ防止に係る取組の推進状況の検証・評価について
- イ 「いじめ防止対策推進法」第28条及び第30条第1項に基づく報告について

8 審議記録

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

開会に先立ち、委員の皆様にご挨拶と御連絡をお願いを申し上げます。

1点目は資料の確認です。机の上に配布させていただいた資料につきましては、次第の下に資料一覧を記載しております。資料はタブレット端末にて提示をさせていただいております。御確認のうえ、不備等ございましたらお伝えください。

2点目は本日の取材の状況についてです。1社の報道が本日の会議の取材を申し出ております。カメラにつきましては冒頭の指導部長挨拶まで許可いたします。本会議の傍聴につきましては、「都教育委員会傍聴規則」に準じて受け付けることといたしております。本日はお一人の方の傍聴を受け付けておりますので、御報告いたします。

それでは和田委員長、会議の進行をお願いいたします。

【和田委員長】

皆さんおはようございます。前回の会議からだいぶ日が経ちましたけれども、各地で様々ないじめに関する報道もなされている中、いろいろお感じになっていることがあるのではないかと思います。ぜひ今日は忌憚のない御意見をいただければと思います。

本日は東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員7名の方々に参加していただいております。定足数に達しておりますので御報告いたします。なお、土屋委員、相川委員、土田委員は、本日所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただ今から第3回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

会の冒頭に委員の皆様にお諮りいたします。本日の2点目の審議事項は、いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告になっております。「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則」第6条第4項には、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されております。本審議事項は個人情報を取り扱うこととなるため、2点目の審議については非公開といたしたいと考えますが、これについて御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【和田委員長】

異議なしということで認めます。よって2点目の審議事項については非公開とさせていただきます。

では会を進行いたします。はじめに東京都教育庁、藤井大輔指導部長から御挨拶をい

たきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（藤井指導部長）】

委員の皆様方には御多用の中、本日第3回の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に多大な御尽力をいただいておりますことに改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

今、現在の学校に思いをはせ参じますと、新型コロナウイルスの新規感染者数はかなり少なくなっているところではございますが、新しい変異株ということで、感染拡大の懸念もございます。学校では基本的な感染防止対策を徹底して、通常の授業等を行っているというような状況でございます。

ただし、コロナ禍で活動の制約が長期化する中、子供たちは自分の好きなことに打ち込んだり、得意な分野で自分の能力を発揮したりする機会が減少しているということで、やり場のない不満ですとか、怒り、我慢をしながら生活をしているというような場面もあるのではないかと考えております。また、今後の見通しがもちづらい状況下において、漠然とした不安や深刻な悩みを抱える子供の増加も今、懸念されているところでございます。

こうした状況から私ども都教育委員会といたしまして、子供一人一人に丁寧な寄り添う取組を推進するとともに、子供が安心できる場、自分の素直な思いを表現できる場を表出することがまず必要ではないかと考えておりまして、具体的な取組といたしまして、全ての公立学校で意識的に子供のよいところ、成長しているところを見付けて、児童・生徒一人一人にそのことを伝える「エール・ウィーク」という期間を設定いたしまして、自己肯定感を高める取組を強化しているところでございます。

この他、子供たちからコロナ禍での思いや気付き、ポストコロナで実現したい夢や希望、そういったものを川柳として募集しておりまして、広く周知することで大人が子供の思いを知ることができるような取組ということで今行っているところでございます。

これらの取組を通して、学校、家庭、地域が子供一人一人に寄り添い、支える機運を醸成できればと考えているところでございます。

さて、本日は第4期答申に向けて、都内公立学校におけるいじめ防止の取組の検証・評価について御審議をよろしくお願いいたします。第4期いじめ問題対策委員会は令和4年7月までの任期となっており、本日はその会の折り返し地点ということになります。これから8か月の間に、いじめ防止の取組、進捗状況について、検証・評価をいただいた後、いじめ防止対策をより一層推進するための方策について、忌憚のない御審議を賜り、答申をいただきたいと考えているところでございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。次に今年度初めての会の開催となりますので、ここで事務

局職員の紹介をお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは紹介いたします。東京都教育庁指導部長、藤井大輔でございます。

【事務局（藤井指導部長）】

どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部指導企画課長、栗原健でございます。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

栗原でございます。よろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部高等学校教育指導課長、堀川勝史でございます。

【事務局（堀川指導部高等学校教育指導課長）】

堀川です。よろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部義務教育指導課長、中嶋富美代でございます。

【事務局（中嶋指導部義務教育指導課長）】

中嶋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部特別支援教育指導課長、島添聡でございます。

【事務局（島添指導部特別支援教育指導課長）】

島添です。よろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課長、板澤健一でございます。

【事務局（板澤教職員研修センター研修部教育開発課長）】

板澤です。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都教育相談センター次長、清水宏でございます。

【事務局（清水教育相談センター次長）】

清水です。よろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

どうぞよろしくをお願い申し上げます。

【和田委員長】

よろしくをお願いいたします。それでは議事を行います。はじめに事務局から「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について御説明をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

指導企画課長の栗原でございます。私から令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、いじめの状況に焦点を当てて御説明いたします。資料2をお願いいたします。

まず、いじめの認知件数です。8ページ中央左のグラフを御覧ください。認知件数の合計は紫色の一番右側の部分、42,538件であり、前年度と比較すると全ての校種において減少しています。令和2年度の認知件数が減少した理由としては、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間があったこと、分散登校等により児童・生徒同士の関わりが減少したことなどが考えられます。

次に右のグラフを御覧ください。解消しているものの割合は紫色の一番右側の部分、77.0%であり、前年度から7.1ポイント減少しています。いじめの解消を判断するにあたっては、少なくとも3か月を目安としていじめにかかる行為が止んでいることと、被害の子供が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件を満たしていることの必要があります。解消していないいじめが報告されている理由としては、令和2年度においては、コロナ禍で児童生徒同士の関わりが減少したため、3か月を経過してもいじめが解消したと判断することができないと考え、丁寧な対応と経過観察を行っている結果と捉えています。

次に13ページを御覧ください。いじめの発見のきっかけで最も多いものは小学校では紫色の部分「アンケート調査など学校の取組により発見」の25,752件です。中学校では小学校と同じく紫色の部分「アンケート調査など、学校の取組により発見」1,908件です。高等学校ではベージュ色の部分「本人からの訴え」20件です。特別支援学校では紫色の部分「アンケート調査など学校の取組により発見」4件と、ベージュ色の部分「本人からの訴え」4件となっています。なお、赤い縦の線の左側が学校の教職員等が発見したもの、右側が学校の教職員以外からの情報により発見したものになっています。

次に14ページを御覧ください。いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても「学級担任に相談」が一番多くなっています。一方、「誰にも相談していない」と回答した児童生徒が833人おり、校種別それぞれの割合は、小学校1.8%、中学校3.7%、高等学校8.3%、特別支援学校0%となっています。

次に資料3の11ページを御覧ください。学校におけるいじめの問題に対する日常の取組です。全部で12の項目のうち、例えば「②道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げて指導を行った。」、「⑩いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」など、全部で8の項目で全ての公立学校が「実施した」と回答しています。一方、「③児童生徒会活動を通じていじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした。」と回答した学校の割合は8割程度、「⑦PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協

議する機会を設けた。」、「⑧いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など、地域の関係機関を連携協力した対応を図った。」と回答した学校の割合は5割程度となっており、実施校率が低い傾向にあります。

次に、資料2にお戻りいただけますでしょうか。16ページです。資料2、16ページになります。いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発見件数は23件となっており、前年度より22件減少しています。

次は、今後の対応についてです。17ページを御覧ください。今後は特に、全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会における多角的な検証によりいじめを確実に認知するとともに、PDCAサイクルによる評価・改善を通して、実効のないいじめ防止対策を推進できるよう、いじめ防止において必ず取り組む18の項目やふれあい月間「教員シート」等の活用を促進すること、多様性や互いの良さを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定する取組を推進すること、一人1台の学習者用端末等を利用して他者を傷付けたり、いじめとなるような発言を行ったりすることなどのないよう、人権を尊重した教育活動に努めるため、より適切な利用について主体的に考えさせる指導を推進すること等を通して、実効のないいじめ防止対策の一層の推進を図ってまいります。私からの説明は以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明について御質問がありましたらお願いしたいと思います。

この後、御質問が出るとは思いますけれども、もう一度確認ですが、先ほども少し説明がありましたけど、コロナ禍による、コロナのための分散登校であるとか、子供同士の接触とか、あるいは学校の様々な活動が十分に展開されていない状況というのは、この結果としてもう一度どういう点に影響を与えているのか、あるいはいないのか、その辺りについて、もう一度説明いただけるとありがたいと思います。お願いします。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

断定はできないところではありますけれども、全校種でいじめの認知件数が減少しております。その影響として新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が変化して子供たち同士の物理的な距離が広がったことであったり、あるいは学校の教育活動における様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りする機会やきっかけが減少したりしていることなどが考えられます。

また、先ほどの御説明させていただいたことと重複するが部分ありますけれども、いじめが解消したかどうかということですが、3か月を経過してもいじめが解消したという判断がなかなかできないということで、丁寧な対応、経過観察を行っている結果、まだいじめが解消してはいないという、そういった状況が数字として現れている部分がございます。以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。もう1点私のほうからすみません。今回のコロナの感染症の影響でのいじめ、コロナに罹患した生徒に対するいじめ等の集計、あるいはそれに関するような情報というのはございますでしょうか。

【事務局（栗原指導部指導企画課長）】

コロナに関係したいじめということでの数字的なデータというものの収集はしていません。ただ、そうならないために未然防止ということで、東京都教育委員会といたしましても、様々な啓発資料を作りまして、学校、子供たちに周知を図ったところがあります。

例えば漫画形式の教材。これは既に令和2年7月に作成をしています。また、様々な指導資料、教職員研修センターの方で作りました新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別意識の解消を図る指導資料ということで教員向けの資料、これも令和2年6月の時点で作成をいたしました。さらには保護者に対しても意識啓発、同様の意識をもっていただきたいということで、令和2年9月には保護者向けのリーフレットを作成いたしました。子供の不安や悩みに寄り添うために、一声子供たちにも「どうしたの？」という声を掛けて、子供の心の様子をよく見てくださいというような、そんな啓発資料を作成して配布したところがございます。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。それでは委員の皆さん、どうぞ御質問いただければと思います。特によろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは続いて「いじめ防止等の対策を推進する研究（2年次）－東京都公立学校におけるいじめ対策の現状把握と『保護者・地域プログラム』の開発について」御説明いただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（板澤教職員研修センター研修部教育開発課長）】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課長の板澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、当センターで取り組んでおります教育課題研究、いじめ防止等の対策を推進する研究の取組状況につきまして御説明をさせていただきます。資料4になります。研究の概要となっておりますので御準備いただければと思います。

まず1枚目になりますが、本研究につきましては、上段の1「研究の背景」にございますように、第3期の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を受けまして進めてまいった研究でございます。研究の目的につきましては、中段左にありますように、学校と保護者・地域が一体となったいじめ防止等の対策の推進といたしまして、中央に研究の内容がございますが、都内公立学校の児童・生徒、そして教員、保護者、地域住民を対象とした意識調査の実施、そして保護者、地域プログラムの開発を行ってまいりました。

まず、調査の結果につきましては、その右側でございますが、「学校のいじめ防止基本方針の内容を知っている。」「どちらかと言うと知っている。」と答えた保護者につきましては全体で2割程度の保護者にしか伝わっていないという、そういった現状が昨年度の調査から分かっております。

また、これ以外の調査といたしまして、ページが飛びますが、3枚目を御覧いただければと思います。参考1の資料でございます。これは児童・生徒に対して実施した調査の結果でございます。いじめの被害及び加害経験の有無等によりまして、4つのグループに分けて比較をしたものでございます。高等学校及び特別支援学校につきましては、現在分析中となっておりますので、恐れ入りますが、小・中学校としてお示しをしております。

まず、上段の自己肯定感及び自分と他者との関係を御覧いただきますと、いじめの被害、加害を経験している児童・生徒につきましては、いじめの被害経験、加害経験が共にある児童・生徒に比べまして自己肯定感が低い、又は自分と他者との関係に否定的であるという傾向が見られます。

また、中段から下を御覧いただければと思います。「イライラすること」「気持ちが沈んでいること」、そして一番下の方にも、「支えられて生きている」あるいは「生きていることは素晴らしいと思う」こういった項目につきましても否定的な傾向が見られております。こうしたことから、保護者や地域の方が子供の変化に気付くということも重要なポイントであろうと考えましてプログラムを整理してきたところでございます。

恐れ入りますが、改めて1枚目にお戻りいただければと思います。下段の4になります。保護者、地域プログラムの構成でございますが、こうしたことを踏まえまして、昨年度、学校が、保護者、地域社会と共に手を取り合い、双方向の関係を築きながら、保護者や地域の「考え、協力し、行動する」という意識や意欲を喚起することを大切にしまして、保護者プログラムを5つ、地域プログラムを1つ開発したところでございます。

このプログラムにつきましては15分程度の流れとともにプレゼンテーションソフトでも提示できる資料としておりまして、例として、もう一度スクロールしていただき、4枚目を御覧いただければと思います。参考2としておりますが、これは保護者プログラムの1のスライドの資料となります。これは学校いじめ防止基本方針の理解を図るという目的のものでございますが、こちらを使いまして時間を短くして実施したり、内容等に応じて組み合わせて活用したりということができるようになってございます。

それではこのプログラムを使った検証につきまして、今年度の協力校の実践を御紹介いたします。今度は資料の2枚目を御覧ください。5の実践事例でございます。研究協力校といたしまして4校を指定いたしまして、令和3年4月から11月までの期間の中で、保護者会、あるいは学校運営連絡協議会、また道徳授業地区公開講座などでこのプログラムを学校の状況に応じて実施をいただきました。その下にいくつか写真も付けて御紹介をしております。

まず、左の保護者プログラムにつきましては、左から小学校、中学校、高等学校の例をお示ししておりますが、学級単位での取組、あるいは学年単位をしながら進めた内容、内部で配信しながら周知したこと、プログラム実施後の意見交換等、各学校の状況に応じた形で実施をしております。

また、右の地域プログラムにつきましては、特別支援学校の例ではございますが、学校運営連絡協議会の中で校長がプログラムを実施したのち、委員同士による意見交換を行ったという事例でございます。

こうした取組を通しまして、保護者や地域の方から、中段の下の方でございますが、いくつか声をいただいておりますので御紹介させていただきます。例えば、「小・中学校より成長している高校でも、いじめへの対策やケアが大切であり、家庭だけでなく学校や社会で子供たちを支える体制が大切だと思った。」これは保護者の声でございます。また、「他の方の意見を聞くことができ、考えが大きくずれていないことが確認できてよい機会になった。」、「帰宅後、子供と話すきっかけにもなった。」という保護者の声もありました。

また、地域の方からは「登校時間を過ぎて学校に行く子供を見かけたら、声を掛けてみようと思う。」、こういった声もいただきまして、保護者や地域の方が子供たちに対してできることについて考え、そして動き始めようとする様子が見えました。

検証をまだ進めている段階ではございますが、こうしたことを広く伝え、普及を図ることを通して、いじめ問題の取組や推進が一層図れていくと期待しながら考えております。

今後につきましては、下段の6にございますが、令和4年1月18日に研究発表会を実施するとともに、都内全公立学校に対しまして、研究報告書、あるいはリーフレットを配布する予定でございます。説明については以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。只今の事務局の説明について御質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。

【桜沢委員】

羽村市の桜沢です。只今いただきました御説明の中で、地域という言葉があるのですが、羽村市におけるいじめ問題対策の連絡会、協議会の中でも、やはり地域の力とか、地域の目とか、いろいろ言いますけれども、なかなか実態としての地域というのは何を指しているのかっていうのが分からない部分もありまして、その地域に何をしていたのか、そういったこともやはり地域の教育委員会の中での考え方というのも難しくなっているかなと思います。

まして町内会、自治会の加入率が低下していたり、地域の教育力というのが低下したりしているといったことが言われている中で、なお難しい問題であるし、いじめを地域がどう関わってどのような対策を打っていくのかというのは、地域側からしても非常

に難しい課題ではないかなと思います。

今回作成する地域プログラムというものが、東京都の教育委員会として、実態としての地域というのはどんな地域を想定しているのか、そういうことが東京都教育委員会としての取組が、今度は羽村市の教育委員会であったり、また様々な教育委員会の中でも参考になるかなというふうに思いますので、地域とのつながりの中でのいじめ対策というもののような形で今後考えていらっしゃるのか、その辺りについてお聞きできればと思います。

【和田委員長】

事務局の方、よろしくお願いいたします。

【事務局（板澤教職員研修センター研修部教育開発課長）】

ありがとうございました。

今お話いただきましたように、なかなか今回の研究の中でも地域の課題というのは学校運営連絡協議会等の、ある限られた方々が対象になっているかなと思いますが、やはり子どもといたしましては、少なくとも、いろいろありますが、例えば学区域、子供たちが通ってくる範囲の中の地域の方、こういった方々を想定しながら進めているところであります。

まず、学校が発信できる対象といたしましては、学校運営連絡協議会ですとか、できるところから少しずつ広げていこうというところの入口をサポートしていきたいというスタートをしておりますので、まだ入口は小さいですが、思いとしては学校に関わる学区域、そういった人たちの意識まで広げられるということを期待しながら進めているものでございます。以上です。

【和田委員長】

何をしてほしいか辺りはどうですか。

【事務局（板澤教職員研修センター研修部教育開発課長）】

ありがとうございます。やはり地域の方、なかなか子供の育成の中で、家庭ほど大きな部分はないと思うのですが、少なくとも日頃から声をかけていただく、挨拶でもよいと思うのですが、何か気になる様子が子供たちの中では、登校の様子、下校の様子で出てくる可能性もあるというところで、そういった様子を見たときには積極的に声をかけていただく、また、登校時間にちょっと外を歩いていただきながら子供の様子を見ていただく、まずこういったところからスタートすることは地域の方をお願いできるような形かなと考えております。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。他に委員の方から御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

1点だけ、私の方で恐縮ですけれども、最初に出てきた調査結果の、学校のいじめの対応に関する方針を知っているかという、そういう質問に対して、どうもやはり周知が

徹底してないのだな、そういうように思うのですけれど、具体的にはこの学校側が保護者の方に防止基本方針を示す機会とか方法とかというのはどんなことが実際に行われているのでしょうか。

【事務局（板澤教職員研修センター研修部教育開発課長）】

ありがとうございます。実際、学校といたしましては、どの学校でも行われていますのが、学校のホームページにいじめ防止の基本方針を掲載するという、そしてその掲載したことを学校だより等で周知していくということが行われているというように思います。

ただし、この結果から分かりますように、2割程度に留まっているというところにつきましては、その内容ですとか、学校がどんな具体的な取組をしているかといったところまでは十分に理解いただいている現状があるのかなと思います。多くの保護者が集まる中で御説明を申し上げている機会が少なかったのだろうなというところの中で、今回保護者会でも使えるようなプログラムを活用しながら協力校を通して検証してきたというところでございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。今、様々な学校でホームページを使ってこういう内容を示しているわけなのですが、今のお話のように保護者会に出席したときに、パンフレットであるとか、パンフレットというかその内容をペーパーで配るとか、そういう傾向がちょっとこのコロナの中で減ってきているというような印象を受けております。

私も道德の地区公開講座などで学校を回らせていただいているのですが、保護者の方が参加しない形であるとか、あるいは来たときにあまりペーパーを配らないという傾向、ちょっと気になっているところではあるのですけれども、保護者会などでこれを1回紹介することによって、かなりこの数字は上がってきそうな気がするのですけれども、そうはいかないという現状というのは、なかなか難しいのかなと思います。先ほども出しましたが、今後の方針、もう一度お願いしたいと思います。周知について。

【事務局（板澤教職員研修センター研修部教育開発課長）】

まず、今お話いただきました現状研究協力校として実施した形の中でのアンケートを少し取った情報があるのですけれども、実際にやはり4校が研究協力でやった年度当初は、「知っている。」「どちらかといえば知っている。」というこの基本方針の理解についての回答、やはり2割程度で同じような数値になりました。

ただし、この取組をした後に、9割ほどに上がっております。この結果からも、やることの効果はあるだろうなと思いますので、ぜひ今後につきましては、年明け1月18日に研究発表会をさせていただき、その内容につきましては後日オンデマンドでも配信させていただきながら、少しでも多くの方に見ていただけるようにしていきます。

そして報告書、それから概要をまとめたリーフレットも併せて、都内の全公立学校に配布をいたしまして、御覧いただけるように周知を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。委員の皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは次に審議に入りたいと思います。今回は第4期答申に向けたいじめ防止の取組の進捗状況の検証評価について審議いたします。検証評価を進めるに当たっては、いじめ防止の取組を推進する6つのポイントを視点として進めたいと考えております。皆様のお手元でございます、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の8、9ページを御覧いただきたいと思います。こちらに示してございます6つのポイントを視点として自由に御意見をいただきたいというふうに思います。ぜひいろいろな観点から御意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。それでは笠原委員お願いいたします。

【笠原委員】

御苦労様です。いろいろな観点からいじめ防止について取り組んでいただいている、貴重なことだと思っています。

先ほどの、戻ってしまって申し訳ないのですが、先ほどの議題の中で、意見を申し上げたいことがいくつかあったので、先に申し上げてよろしいですか。

【和田委員長】

失礼いたしました。お願いします。

【笠原委員】

先ほど御報告いただいた、まず令和2年度のいじめ、問題行動、不登校等に関する調査ということで、これに対してまず評価したいことは、いじめの認知件数というように言い換えられていることです。

今までいじめ件数というようなことを、その前の前ぐらいまで言われたと思うのですが、つまり教員や学校が認知した数であって、実態とは違うかもしれないということがここには含まれているという意味で私は捉えていますし、そういう意図だろうと思っています。

実際に教育研究所から出ているデータ解析にも目を通しておるのですけれども、10倍ですよ。子供がそれを認知、子供が感じている数はこの10倍に上がっているんですね。だけれども、認知しているのは10分の1、でも10分の1に意味がないと言っているわけでは全くなくて、10分の1でもちゃんと認知された件数がこれだけあるということが、とても重大だと、重要だと思います。でない対策も打てないからですね。

子供たちが自分でそう感じているっていくら言っても、対策に結び付けるにはやはり実態をつかまなければいけないので、こうやって認知するっていうことはすごく重要で、これがでも10分の1ぐらいの数であるかもしれないということを我々は、これを出している私たちはちゃんと認識しておくべきというのが一つ。

その氷山の一角であることに対して、やはりここも確認しなければいけないことなのですが、たとえば資料2の20ページとかに、長欠理由、長期欠席理由があるのですが、これは学校や教師が理由をチェックしてるんですよ。つまり本人がこうだと言っているわけではないし、それで特に高校生ぐらいの年代の長欠もあるわけなんですけど、それもたぶん教員が付けているんだろうと思うんですね。

これは、例えば私は医療現場でやっている実感とすごくそこに開きが実はあって、高校生ぐらいで学校に行けなくなっている子たちの中に、実は小学校とか中学校のときにいじめに遭っていて、人のことを信じられなくなっていて、学校でちょっと、高校ぐらいになって、高校ぐらいまでなんとか行けて、勉強もできて、行けるんだけど、やっぱりもうくたびれちゃったとか、あるいは高校行って仲間関係にやっぱりうまくいかなくて嫌になっちゃったということで、そこで不登校になるなんてことも実際にはあるんですね。

これは子供が言わなければ分からないですし、学校に行かなくなってしまうので、先生からその子にいじめがあるのは見えないし、なぜなら小学校、中学校のときの出来事ですから。という、そういうものは抜けているっていうことをちゃんとイメージしなきゃいけない、ということも一つ。

それから、いじめの重大事態。これは今の上巻の何ページだったかな、いじめの重大事態という項目がありましたよね。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

69ページ。

【笠原委員】

69ページ。ありがとうございます。69ページのいじめの重大事態っていう定義が、これはいじめ防止対策推進法にあるわけなのですが、ここも非常に重大で、たとえば2の項目なんかは、1も2もそうだけど、「いじめにより」って最初にきているのですけれど、これは周りから見て分からないですよ。

不登校になっている理由を最初からいじめによりっていうように認知できるケースってどれくらいあるのだろうって逆に思うんですね。だから重大事態の数が少ないのは、それはそうでしょう、これが見えないから。これは見えないので、重大事態がすごく少なく見えていますけど、私はもっと多いだろうと思います。つまりいじめが理由で、いじめが理由というかいじめがもともとあって、それから長期欠席に至っているというケースがもっと実際にあるだろうと思っています。

でも、それはここの定義にもはまらないし、先生からはましてや見えないということがあります。そういうような見えないものがたくさんある数字なんだよっていうことを考えなきゃいけない。特に、敢えて項目の中にいじめの解消が3か月以上ない子、いじめがない子だとか、本人の苦痛がないことという定義でやってくださっているということを言っていたきましたが、案外その定義を、その定義がたぶんわりと良くて、そんなにた

くさん解消しないんですよ。解消率が低いように見えるのではないかと思います、先生方からすると。

私は、それはつまりいじめってそれだけ重大なことですよって。子供の、人の心に傷をたくさん残すんですよっていうことを示している数字なんだと思うんです。つまり3か月経っても全然本人楽にならないよっていうようなことですよね。だからいじめの様態が、いじめという形が消えた後も、もうからかいもないし、先生たちもちゃんと見付けてくれたし対応もしてくれたのに、その人の心に傷が残っていることがあって、本人の苦痛は軽減しないというようなことはあり得るものなので。

そういう意味でもこれはいじめが、この数字は解消率があまり高くないということは、私は正直な数字で、いじめってそれほど大変なことなんだよっていうことを人々に知らしめるために使っていただく数字じゃないかと。

教員が努力してるのに駄目じゃないかとか、そういう話では全くなくて、本当に先生たちは努力されていますし、現場は一生懸命対応しているけれども、これぐらいしか下がらない。つまりすごく大変なことだよ、いじめってね。ということに使っていただくデータではないかと思っています。すいません、先ほどの方に戻ってしまいました。

【和田委員長】

大変失礼しました。他の委員の方も調査結果について何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは先ほどの審議に戻りたいと思いますけれども、この進捗状況の検証・評価ということで6つのポイント、これをもとに今年度取り組んでいるわけですけど、これの検証と評価について御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

どういう観点でやるかとか、あるいは評価の基準というようなものとかですね、いろいろあるかと思いますが、いかがでしょうか。

では、藤平委員、ちょっと何かきっかけを作っていただけたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

【藤平委員長職務代理者】

ありがとうございます。この1から6まで全てを通してなんですけども、やっぱりこれはまず、取組の評価・検証なので、取組ということは学校の先生方の取組だということがまず根底にあるということを押さえるべきだと思います。

そのときに、やっぱり判断が、さっき笠原委員が、この数値というのは先生の判断ですよ、というようにあったように、先生の判断だけじゃやっぱり駄目だと思うんですよ。何を根拠にして判断をしたのかということもしっかり明確にするということが必要だと思います。

例えば、子供の声だとか、保護者の声だとか、実際子供たちの出席状況だとか、そういう客観的な根拠というのがあると思うのですが、そこがこうなっているからここはまず取組としてはできたのではないかという。その繰り返しだと思うんですよ。

例えば、子供の様子が、こういう客観的な出席簿にしても、子供の声にしても、こういうのが出たから、たぶんこの取組ってこれでよいのではないかっていうことをまず予想して先生方というのはいますよね。でも、それが本当に1回だけで大丈夫なのかどうかということを、次のアンケートでもまた子供の声を拾って、たぶんこれで大丈夫だと、そして次、今度数値が、子供たちの声が今度低くなってしまったと。そうしたら、自分たちの取組がやっぱりこれではいけないのではないかなって、先生方は考えるべきで、そうしたら、では取組を変えていきましょうとか、もしくは子供たちの声がどんどんよくなっているからよいというだけじゃなくて、じゃあそれでよいのかなっていうことを何回か繰り返していくことによって、やっぱり先生方にとっては確信に近づいてきて、それが自信になり、それが定着してくるのかなと思うんですね。

だからその根拠を踏まえて、子供の声を踏まえて、1回だけじゃなくて継続してやることによって、だからPDCAを回すってことですよね、簡単に言ってしまうとですね。そういうようなことが必要なのかなというように思います。

【和田委員長】

ありがとうございます。

その代わり、その他のエビデンスを示すっていうのは、なかなか難しい部分もあるのですが、やはり根拠がなくて評価をしていくのはどうかということですね。

しかもそれも、子供と先生方というのやり取りというか、認識の違いみたいなのかね、そういったものも明らかにしていく必要がありますよね。

他、いかがでしょうか。宮古委員お願いします。

【宮古委員】

私も藤平委員がおっしゃったことに対して重要だと思っております、学校に改善を促すためのフィードバックとなるような学校のパフォーマンス情報として、子供へのオンラインによる質問調査等の教育データをベースに可視化していくという取組は今後必要になってくるのではないかと考えています。

GIGAスクール構想によってそのための基盤整備は徐々に出来上がってきていると思っています。今、子供たちにタブレットなどが配布されていて、そこには子供たちの学習管理のプラットフォームがあるんですね。例えば、そこに様々なアンケートなどを作ることができ、そうするといろんな情報を入力してもらって、区や市、さらには都のサーバーにデータを収集し、管理することができるかもしれません。そういったシステム的设计は、個人情報の取扱いをどうするかなど、様々な難しさがあると思いますが、中・長期的に御検討いただけたらよいかと思えます。

先ほど笠原委員がおっしゃったように、問題行動等調査自体の意義はありますが、学校による報告ということで、子供の生の声が反映されていない場合があるといった調査上の限界は確かにあるように思います。

また、藤平委員がおっしゃったように、いじめの被害、加害や、学校としての不登校とか登校しぶりの状況、これは先生方がタブレットを使って入力することもできますし、子供のいじめ被害や加害経験ならば、GIGAスクールのタブレットなどから回答することができる。そして、さらにそういったいわゆる生徒指導上の諸課題に関する項目だけでなく、先生方のがんばりで変わるような項目、自己肯定感とか自尊感情だと発達段階によって一概に右肩上がりに上がり続けるものではないため、そういった項目ではなく、もっと先生の努力で変化する項目、例えば学校を好きだなという思いとか、この学校よい雰囲気だなとか、このクラス居心地がいいなというような項目であれば、きっと先生にとってもフィードバック情報として大事な観点だと思いますので、そういったことについて、いじめ被害、加害と併せて、学校との絆とか、学校の風土のようなもの、こういったことは、GIGAスクール構想の基盤整備後、データ駆動型教育に向けて、今後ビッグデータとして、都として集約していく意義があるのではないかと考えます。

子供の生の声について、東京都という大きなところがしっかりと収集、集約して、もちろん集められた個人情報をもどのように扱うのかという徹底した基盤整備が必要だと思いますが、そういったビッグデータを区市町村又は都で管理し、それを今度は学校ごとにパフォーマンス情報として、加工して、この学校は今どんなところに強みがあって、どんなところに課題があるのかという学校パフォーマンスの可視化につなげていくことができるようになる。

ローデータが集まれば、それを加工して、パフォーマンス情報を可視化していくことができますので、それを都、区市町村、学校などで公開し、学校改善につなげていく。例えば、保護者を交えて、今私たちの地域や学校ではこんな強みがあるけれど、でもこんなところが課題ですと、パフォーマンス情報に基づいてみんなで議論ができる。そうすることで、ここに書いてある6つのポイント、とてもよい理念が書かれているのですが、これを実効的なものにしていくためには、我々の地域や学校の強みと課題としてのニーズは何かというところを、きちんとある程度のエビデンスとして示して、そこで振り返りのプロセスを地域や学校レベルで生んでいけるような、そんな仕掛けづくりにつなげていく。GIGAスクール構想、そして、その更に先にあるデータ駆動型教育というふうに今、国では言っていますが、教育ビッグデータを用いて、学校を多面的に評価して、学校改善プロセスのサイクルへとつなげていくことができるような、そんなビジョンを作ることが都としてできたら、これは非常に重要になるのではないかとこのように思っております。雑駁ではございますが、以上です。

【和田委員長】

貴重な意見ありがとうございます。せっかくこういったいろんな端末等の配布等も進んでおりますのでね。藤平委員お願いします。

【藤平委員長職務代理者】

すみません。先ほどの、言葉足らずだったのもう1回説明というかお話をさせていた

だきたいと思うのですが、そもそもこのチェックリストがあつて、これを評価するというのは何のためにするかということだと思ふんですね。

私が、これを評価するのが、たとえば生徒指導主事の先生が1人で評価し、それを管理職の教頭先生に見せて、それでOKをもらって職員会議で報告するというだけだといけないかなと思つていて。このチェックリストを評価するときに、じゃあ指標がないといけないということが、さっき子供の声だとか保護者の声とか、出席簿というのを出しましたが、それを基に評価するときに先生方で話し合うことに意義があると思ふんですね。

学年の先生だけとか、学校全体とか、それは規模によって変わると思ふのですが、先生方で話し合つて、ここはこういうところが足りなかったよとか、こういうふうにしようとか、そのやり取りの継続が子供と先生方の取組のずれが解消されていくし、取組が実効的なものになっていくということ。

宮古委員も全てそういうことを言っていると思ふのですが、大前提としてはこれをきっかけにして先生方に話し合うということが大事なかなということだけ、さっき抜けていたのでお伝えしました。

【和田委員長】

ありがとうございました。他、いかがでしょうか。坂上委員お願いします。

【坂上委員】

宮古委員のすごい構想を聞いて、私なんかまだまだ子供たちと本当に対面で話したりという、非常にアナログなところで仕事をしているので、すごいなと思ひました。

私はスクールカウンセラーを長くしております。本当に笠原委員がおっしゃるように、いじめられている方はなかなか声を発することができずに不登校になってしまうということに接しています。ですから、その前の段階でどうできるかということで、このように大人たちがいろんな手を尽くされてがんばっておられることはとても大事です。

そしてまた、子供たち同士が何か、当事者ですから、子供たち同士がそのことを話し合うような、ポイントとしてはポイント4の子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにするという項目が挙がっておりますけれども、この中でこの話合いをどういうふう子供たちがイニシアチブを取って、大人主導と同じぐらい力をもつ、子供同士の声が話し合われる場が、忙しい学校の中でどう作られるのかということのをとても期待しているところ。

そして今、藤平委員から出た、教員同士も話し合うということがとても大事だというのは本当にそのとおりだと思います。この2年間のコロナ禍で教員の研修も、参集型の研修はほとんど制限がかかっておりました。私は教育相談室に勤務しています関係で、初任者研修とか教育相談研修というのも担当しておりましたけれども、この2年間、初任者の方はほとんど初任者研修がなくて、夏休みに初めての教育相談研修会というのに参加されたとき、とても印象深い声をお聞きしたのでちょっと紹介したいと思ひます。

私は心の健康教育ということで授業をさせていただいたり、教員のメンタルヘルスと

いうことでストレスマネジメント研修をさせていただいておまして、先生の初任者の方には本当に御苦労様ですという、大変な業務量も増えて、本当にヘトヘトであろうというところで、教員のねぎらい、リラックス法を中心とした、体を動かすようなワークショップをさせていただいたんです。

その後、グループワークですね。小学校グループと中学校グループと、15、6人ぐらいのグループに分かれて話し合っていたのですが、そのときに本当にお気の毒に、初任者の方がまだ学校のことが分からないままいっちゃる中で、ベテランの先生から少し外されて、教員のいじめのようなことが起きているということを発言された先生がいらしたんですね。そうしたら、それまで「え、そんなこと話していいの。」という形で、15、6人のグループで5、6人の先生方が「うちの学校もそうです。」って、学校の中での話合いもそうですけれども、同じ市内でも学校を超えた初任者同士の話合いということがなかったために1人で耐えておられたという先生方が本当に複数おられて。

このコロナ禍の中でそういう話合いがもたれなかったことで、1人でがんばらざるを得ない先生。先生もぎりぎり一杯一杯の中で、子供たちの声を聞くというのは大変なんだろうなということを察したわけです。

ですから私としては、これまで行ってきたストレスマネジメント、本当に心の健康、そして先生方をねぎらっていくことをもっともっとさせていただかないといけないなという、思った次第です。ちょっと内容とはずれるかもしれませんが、今の先生方が話し合うことはとても意味があるというところから、この2年間で体験したことをちょっと申し上げてみたいになりました。ありがとうございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。笠原委員。いいですか。

【笠原委員】

今の坂上先生のお話で私の疑念が確信になってしまったので、やはりいじめの背景に、子供の世界って大人の縮図という構図がどうしてもあると思っていますし、実際に例えば事件みたいなことではあったかもしれないけど、東日本大震災の後に放射能があって、そちらの方から避難してきた人たちがいじめられたっていう話がありましたよね。あれ大人のいじめなんですよね。車に石を投げるとか、ナンバープレートを見て、そっちの方のナンバープレートをつけていると石を投げられたとか、そんなことがあって。呆れてしまうような話ですけども、それはそのまま子供世界にやはり持ち込まれていて、あっちから来たんだとかっていうのでいじめに遭う子もいました。逆に大事にされた子もいっぱいいるんですけども。でも、やはりそういう、今、学校の中で先生方は本当に自分の主体性をもって、教員一人一人が活動できなければ、たぶん子供のいじめを見付けることなんてとてもできないでしょうし、見付けたところで積極的な介入というのは難しいだろうと思います。

やっぱりパワハラ問題というのがあって、あると私は思っていて、社会の中のパワー

の構造というのが、やはり上から下に降りてくるような、もちろん組織というのはすごく大事なことですけど、それを子供に見せる必要はないんですよね。

子供に対してそれが及ぶようなことをする必要は全くなくて、校長先生だって、よく校長先生が子供たちと一緒に泥んこになって遊んでくれている校長先生とかお会いしますけども、素敵だなと本当に思っていて。そういうようなことが本当に学校の中で自由に行えるということがないと、やっぱり先生たちも不自由される、イコール子供の世界に投影されるというように感じます。

ここでとても実はそれで違和感があるのは、先ほども申し上げましたが、いじめの解消というのを、どこかに図がありましたよね、タイムコースで、ここまで行ったらいじめの対象です、みたいな。とても本当に違和感があります。それをもし先生たちが、現場の先生たちが目標にしなきゃいけないとしたら、ものすごく不自由なことだになって、そんな単純なものじゃないよ人の心は、というところで。

小さい1年生2年生が、ちょっとあだ名を呼んで、「やーいやーい」みたいな。すごく分かりやすいいじめみたいなことが先生にもよく分かって、「そんなこと言っちゃダメだよ。」って言って、「ごめんなさい。」って。そういう解消というのはとても、目の前でやってあげたらいいと思うんですけども、一方で中学生ぐらいが先生にも言えない、親にも言えないようなことをたまたま分かって、ちょっと加害者と被害者を集めて、「ごめんなさいしなさい。」なんていうのは、本当に形骸的だし、そんなことをされて、その後むしろ、そんなことされた後で学校に行けなくなる子なんてたくさんいますし。

ですから、いじめの解消というところに、何か縛りを入れると現場の先生方が、結局それを上司に報告しなきゃいけないとか、そういうようなことはちょっとナンセンスかなって思っています。

【和田委員長】

ありがとうございました。中村委員、お願いします。

【中村委員】

すみません、失礼します。

ポイントの1から6、そのとおりでだと思って読んでいたのですが、学校の先生たち、これはこれで特に異論ございませんが、やることがどんどん増えてしまって、もうちょっと原点というかそういうところに戻っていく必要があるかなと考えています。

例えば、ポイントの1ってまさにこのとおりで、前回の会議で藤平委員からも、いじめの定義をしっかりと理解するというのもあるのですが、それでも重大事態があつちこちでこれだけ頻発するのはどうしてかということを考えてですね。私自身が結論的に思っているのは、やっぱり知らないってところ、先生たちが知らない。何を知らないかという、重大事態の調査報告書ってなかなか公開されていないから全部読むのは難しいのですが、ちゃんと公開されたものを丁寧に読み拾っていくと、先生たち

にも最初の取り掛かりである教育相談の力であるとか、あとさっきも出ていましたけど同僚性のところに戻っていくような気がして。

いろんな守秘義務その他があるので、どこまで重大事態の調査報告書が活用できるか難しいと思うのですが、その辺の段階に来たのではないかなというふうには個人的には考えています。

たぶんいじめの定義についてとか、日常的な小さいいじめというのはかなり浸透してきているのだけど、それでもこれだけ重大事態が起こっているのはなぜかなと。ちょっとその辺のところのことを考えると、間違っていないんですけど、なかなかそういう細かいところまで読み取れないかなというふうに思っています。

それからエビデンスに基づいたPDCA。先ほどの意見で統計を取っていくとどうしても基準を設けなくては行けなくて、その基準というのはどうしても機械的に切っていくては行けなくなるという限界があると思っています。やはり一方では定性的なデータというものも先生方の方にフィードバックしていくことがより分かりやすい啓発的なことになるのかなというふうに考えています。

最後に不登校のことが話題になっていて、背景調査のことが話題に出ていたけども、あくまでも参考ということで、文科省の方で背景調査をやっていたのですが、事務局の方の負担が大きくなると思うのですが、ああいう資料なんかも参考で出てくるとより理解が深まるのかなというふうに考えています。ありがとうございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。桜沢委員どうぞ。

【桜沢委員】

それではポイント1からですけれども、私自身数年、かなり前からの状況から考えますと、この教職員のいじめの認知に関する理解度というのは非常に上がっているのではないかなというふうには思います。ただ、そのことが単なるからかいであるとか、いじめではないよってという判断は教育委員会としては各学校長を通じて、その判断は担任であったり教員が軽々にはしてはいけないよということも言っていますけれども、その現場ごとでそれがいじめなのかどうかという判断というのは、なかなか難しいかなと思いますけれども、先生たちはこのいじめ総合対策のこういったプログラム等々も言及していますし、法的にいじめの定義についてもしっかりと理解をしてはいる。

ですからポイント1については、これは、評価はしたいなというふうには思っていますし、現実そうだなというように思いますけれども、これが実際の子供たちの行動や言動の中で、教員がそこをどういうふうに感知していくかというのは鋭敏な感覚というところの、この言葉がどれほど教員にとって難しいものなのかというのは、私は感じているところです。

それから、ポイント2番ですけど、組織的に対応しているというのは、これももう各学校にもいじめの関係でいけば研修等々で実際に言っていることでありますし、学校

の意識としてはこういう意識はもっているのではないかなというように思っています。

じゃあ実際にできているかといったところで、これは実践をしっかりとしていくということなのかなというふうに思います。

それから少し飛びますけど、私一番大切なのは、子供たちが、このポイント4番で、子供たちが自分で自ら主体的にいじめというものが悪いことだよ、そしてやっちゃいけないことだよ、そうだよ、っていう気持ちをしっかりと子供たちがもつことがいじめの発生を抑える一番のところなのかなと思います。

ですからここにあります、書かれている自己有用感や自尊感情、そういったものを育てていくと併せて、いじめということがどれだけお互いにいろんな形で子供たちの自らの心にいろんな形で傷が生まれるよというところなども含めて、自分たちで考えていくということ、この授業だったり生徒指導の中で教員が日々行っていくことで、子供たちはいじめをしないという、そのところのポイントはしっかりと掴んでいくような形の中でいじめ対策をやっていくべきであると思っていますし、ポイント4については各学校でもしっかりと取り組んではいるのかなというふうには思っています。

ポイントの5番も大切です。保護者の理解と協力ということですがけれども、重大事態が起きる前の段階でも、そこまでいかないいじめでも、いろんなことでいじめに対する保護者の対応について考えることが最近ありました。やはり子供同士のいじめと、いじめられた側の親、いじめた側の保護者、ここに教員がどのように絡んでいくか、そしてその解決に向けて保護者との話し合いや、保護者に対する、その当該保護者の子供に対しての指導が、どのような形で保護者と繋がった形での報告やら家庭での話に繋がっていくのか。これによっては非常に保護者が子供のいじめを介して教員と対立関係ができてしまったり、学校がそれに対して大変な思いで対応を図らなければならなかったり、といったことがあります。

ですから、これもポイント4の子供たちへのいじめの理解と併せて。先ほど、保護者向けリーフレットを東京都教育委員会が作成してくれているというのは本当にありがたいなと思います。そして保護者にとっても、うちの子供と相手の子供というところに、同じ子供同士の中で、いじめというものはどういうものであり、もし起きた場合には「私たちの責任だよ。」みたいな形で保護者の皆さんも思ってくれていることによって、学校経営も円滑にはなりますし、先ほど委員の方々がお話しされていた、いじめの解消ということもスムーズに行くのかなと。いじめの解消だけじゃなくて、いじめの解消にまつわる保護者と学校との関係というものが非常にこじれてしまう部分というのがあるので、このポイント5というのは、現場の声としては大変厳しいところもあるなというふうに感じています。以上です。

【和田委員】

ありがとうございました。藤平委員お願いします。

【藤平委員長職務代理者】

失礼します。今の委員の皆様のお話を聞いて二つだけ思ったこと。まず笠原委員の解消のことについてなんですけども、まさしくそのとおりだと思うんですね。基準があって3か月とか、本人の気持ちが落ち着いたとか、そういうのがあったとしても、実際は被害者と加害者が同じクラスにいて、そうしたら加害者は卒業するまで被害者の、ある意味存在する自体がやっぱり嫌なものだと思うんですね。

だから、よくクラス替えしたりだとかということをしてはいますが、クラス替えをしたといっても、学校によっては2人が接しないように、こっちの子はこっちの階段を使うとかって、加害者は2階の教室へ行っちゃいけないとか、いろいろルールを決めている学校もあると思いますが、そういう感じで、実際はその存在自体が嫌だというのがあると思うんですね。かといって、ずっといじめのことだけを見てはいられないと思うんです。だからやっぱり、解消について決めるときは、ある程度基準を作るというようなことで決めて、この3か月というふうになったと。

学校の先生方ももちろんそれは理解していると思うのですが、定義、基準に沿って解消したとしても、継続して注視していくんだというものを、もっともっとやっぱり啓発するとか、それはするべきだと思うんですね。もちろん先生方は、そういうことを存じていると思うんですけども、実際数値が出ると安心感というのが無意識に出てくると思うので、やっぱりそこはもっともっと注視するということが必要かなというのが一つです。

2点目は、中村委員が言われた、このチェックリストのポイントの1から6は全て正しいものであると。ただ、この背景にあるものをもうちょっと言っていかなくちやいけないという、まさしくそのとおりであって、これを答申でどのような形で先生方にフィードバックしていくのかというのはちょっとまだ分からないところがあるのですが、正しくこれが評価できていますか、ということをもっと言うと思うんですね。

それが、正しく評価してくださいというのと同時に、もっともっとこの数値を、評価を上げてほしいということがやっぱり背景にあると思うんですね。もっともっと軽微ないじめも見逃さない、抱え込まないようにしましょうっていうことが、もっともっとこれが上がるってことがやっぱり大前提だと思うんですね。

そのときに、今、桜沢委員が言われたように、学校は全部やっていると思うんですね。このポイントから、「これやっていますか。」って先に出ると、何か負担感って、やっぱり先生方は出てくると思うんですね。また、いじめを何とかするためだけに毎日学校に通っているんじゃないと。やっぱり教科とか学級経営とかそっちがまず本務ですから。だから、ただこれはやらなくてよってことじゃないんですね。でもこっちが前面に出るっていうよりも、ここの数値が上がるっていうか、こういうことがしっかりと適切にもっともっと質が上がるために、じゃあ何をしたらいいのかということ言うべきだと思っ

私は日頃の子供たちを見ているかということだと思っんですよね。というかよく、子供たちのサインに気付くとか、変化に気が付きますかって言うけれども、これ学生に、よく教職の授業をやっていて、「子供のサインを見逃さないって、どうやったらサインを見付けられるんですか。」という質問が来るので、「日頃の状況を分からない人にはサインなんか見られないよ。」というふうによく言うんですけど。それは当たり前の話で、日頃の子供たち一人一人の状況を全て把握していなければ、変化なんていうのも見えないわけですよね。日頃の状況を見ていたらこの1番の「軽微ないじめも見逃さない」とか、そこにしっかりと、もっともっとそこがうまくいくと思っんですよね。

変化が分かる。いつもと違うことを、会話していたりとか、休み時間でいつもはこっちのグループになる、今日に限ってこっちだとか。ちょっとした変化というのは日頃見ていたら分かるわけであって。

その日頃の子供の状況というのも、やっぱり中学、高校になると教科担任制になったりして、1人じゃやっぱり見にくいですよね。だから他の隣のクラスの先生だとか、同じ学年の先生方と見ようという気持ちになってくる。ということは、この2番の、結果的に先生が1人で抱え込まないというところにも繋がると思っんですよね。日頃から子供を見るためには、みんなから情報をもっと収集しよう。

さらに担任の先生が子供を、日頃の状況を見るというのは、ただ外から、遠くから見ているだけじゃなくて、休み時間だとか掃除の時間とか、給食の時間とかに「最近どうなの。」とかって、ちょっとした会話をすることから発見するって、日頃の状況というのを理解するってことがあるので、そういうことが繰り返していれば3番の相談しやすい環境というところも解消するし、そういう話の中で、じゃあみんな「君たち同士でそういういじめについて話し合ってみようか。」とかって、そういうようなところから、きっかけになって「よし、やろうやろう。」みたいになってくると、この4番だったりとか。

そういう意味だと全部繋がると思っので、まずこの1から6をやるのではなくて、子供たちの日頃の状況を見るということをやることによって、結果的にこの1から6までのポイントが上がるというような書き方ですよね。書き方というか、啓発の仕方とかっていうふうにするとよいのかなって、皆さんの意見を聞いていて思いました。

【和田委員長】

ありがとうございました。まだまだ御意見伺いたいところですけども、時間の関係もありますので、私の方で感じたことを少しお話させていただきます。

今回、一部改定ということで、前回の総合対策から踏み込んでこの項目が精査されてきているわけなんですよね。ポイント2のところでは、「教員一人で抱え込まず」のあとに「学校組織全体で」というような言葉が入ってきましたし、ポイント3では、「家庭、地域の連携」というようなキーワードも増えてきました。また、4のところで行くと、日常の授業、話し合いを通しての多様性を認め合う態度を育成というようなことにつ

いても出てきました。ポイント5についても、「日常からの」というようなところがある。また6のところも「日常から」というような言葉が出てきました。

前回のこういう項目をさらに精査していくと、非常に細かく詰められてはくるのですが、一方では、細かくすればするほどハードルが高くなるというか、これを実現することのハードルが高くなっていくわけですね。

それで、例えばですけれども、あるところの軽微ないじめも見逃さないということに関しても、できるだけ発見をしていくことになるのですが、最初から先ほども出ているようにこれがいじめだとかいじめじゃないかとかという判断はつかないわけですよ。そうすると、この軽微ないじめを見逃さないために、最初に、先ほど藤平委員がおっしゃったように、「子供たちの日常生活を見ていますか。」とか、次に「子供同士が何か固まって言い合っていたら、先生が声をかけに行っていますか。」とか、あるいは「そこで事情を聞いていますか。」とか、あるいは「2人を別のところに呼んでお話を聞くようなことをしていますか。」というように、それぞれの目標を達成するためには段階があると思うんですね。ですから、これらの項目、特に強調されてきた部分については、一気にこれを解決するというわけではなくて、その段階を丁寧に追っていかなければならないと思うんですね。

例えば学校全体、組織全体となったときに、じゃあ今は学年で話し合っているところまで行ったのか、じゃあ生活指導委員会という組織ではきちんとそれを共有しているのか、職員会議でやっているのか、あるいは研修会をきちっと開いているのか、ケース会議などもちゃんとやっているか、というように、学校全体ということを考えるとステップとして今自分の学校はどこまでできていて、できていないのか、どこまでできていないかということ、やはり追いかけていく。先生方の取り組んでいることがだんだん自分の学校でよく取り組まれているということが見えるような、先ほど可視化というお話がありましたけど、そういうような評価の仕方。いわゆる項目に対するルーブリック、あまり厳しいものを作ってしまうといけないのですが、何段階かのそれを達成するためのルーブリックを立ち上げておいて、そこで自分たちの学校がどこまでできているのかということをチェックしていくようなことが大事なのではないかなと思います。

ですから、こういう項目もこれから評価をしていくときに、段階を丁寧に、あまりハードルを上げないような形で、学校が取り組んでいるものは何なのかということを示しながら評価をしてあげることが、学校の現状を知るという上で重要なことではないだろうかと思えます。

いじめの問題であっても、ハラスメントの問題であっても同じなのですが、やはり学校や生徒間、教員間で、このことをタブーにしないで話し合えるという環境が、学校の校風の中にないと、解消というのは進まないと思っているんですね。

先ほど子供たちのいじめに関するお話も出ましたが、じゃあ子供同士で話し合っ

ているのか、じゃあ子供と先生が話し合う場はできているのか、子供と保護者と先生が一緒になるような、そういういじめをテーマにしたような話合いをする場があるんだろうかというように、段階を少し示しながら、どこまでできているか、できていないかが可視化できるような形ができるとよいかというふうな感想をもちました。

この議論についてはまた次回以降も予定されていますので、そのときに改めて、もう一度今日の議論なども振り返りながら御意見を出していただければと思います。

次の審議事項もありますので、この内容についてはここまでということにしたいと思います。次の会議につなげていきたいと思っています。

【事務局（藤井指導部長）】

今日の全体を通してなんですけども、審議の内容はまた次回も継続ということなのですが、一つ、一番初めにですね、いじめに対する方針がやはりみんなに知られていないというデータが出ておりました。もちろん私も、研究の方でも周知、発表するようなことで周知してまいりますけれども、やはりこのいじめに対する考え方が、やっぱり学校、保護者、様々なところがまず知っていなければ、先ほどの6点のことも、やはり十分評価もできませんし、というふうに思っております。

そういった意味では学校がいじめに対してどういうふうの方針を立てていくかという事は、今すぐにでもできることは、もちろんお便りを出すとか、いろいろありますけれども、例えば子供が入学する前にちゃんと周知するですとか、様々な学校の状況にあって周知できる機会があると思います。まずは学校の方針をきちんといろんな方に理解してもらおうということは大事かと思っておりますので、できることはすぐにでもやっていきたいと思っています。以上になります。

【和田委員長】

それでは、ここからは非公開の案件となりますので、傍聴の方、報道関係の方には御退出いただきますようお願いいたします。